

令和4年度 第1回 全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

開催日時	令和4年7月11日(月) 14:00~16:00
開催場所	京都経済センター 会議室(6-B)
出席評議員	中井議長代理、朝田評議員、大杉評議員、高橋評議員、中塚評議員(五十音順)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 令和3年度決算見込み及び支部収支について 令和3年度京都支部事業実施報告について 更なる保健事業の充実について インセンティブ制度の見直しについて
議事概要 (主な意見等)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>冒頭に支部長より、第6波コロナ禍での事業継続、傷病手当金支給決定件数状況等について説明</p> </div> <p>1. 令和3年度決算見込み及び支部収支について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>事務局より、資料1に沿って説明</p> </div> <p>《主な意見》</p> <p>【被保険者代表】</p> <p>令和3年度の医療費の伸びが全国で上から3番目となっているが、これまでと比較してみるとどのようなものか。</p> <p>(事務局)</p> <p>令和3年度は、全国的に医療費の伸びが大きくなっている。また、すべての年齢層で医療費が伸びている傾向にある。</p> <p>一方、令和2年度は、コロナによる受診行動の変化の影響等により医療費の伸びがマイナスとなり、その中でも京都支部のマイナス幅は全国で2番目であった。その令和2年度の反動により令和3年度の伸びが大きくなったものと思われる。</p> <p>(事務局)</p> <p>京都支部はコロナ関連の医療費の割合が他の支部と比較して若干高かった。コロナの影響については本部から分析結果が提供されると思われるので、保険料率の議論の際にはご説明したいと考えている。</p>

2. 令和3年度京都支部事業実施報告について

事務局より、資料2に沿って説明

《主な意見》

【被保険者代表】

被保険者の定年再雇用の際に保険証の番号が変わることとなるが、保険証の回収・新規作成が必要となり、事務負担・費用負担が発生している。これについては改善されないのか。

(事務局)

担当者様のご負担となっていることは認識している。保険証の回収率にも影響するものと考えている。

定年再雇用時に標準報酬月額を即時に改定するための特例となっており、その取扱いについては日本年金機構の所管になる。

【被保険者代表】

診療報酬支払基金の改革の現状について教えていただきたい。

(事務局)

支払基金の支部間差異の解消に向けて、10月に事務の集約化が行われる。関西エリアは大阪に集約される。

(事務局)

支払基金ではAIを活用した審査が一部始まっている。全体の9割をAIで振り分けて審査し、残りの1割を地元の支払基金の各支部で審査することとなる。全国統一の審査基準に向けて改革が進んでいる。

改革によって協会けんぽ京都支部にどのような影響が出るかについて注視していくつもりである。

【被保険者代表】

年度内に回収できなかった債権は翌年度の成績に反映されるのか。

(事務局)

KPIは現年度無資格受診のみが集計の対象なので、翌年度以降の成績には反映されない。

【学識経験者】

返納金の保険者間調整については国保以外ともできるようになっているのか。

(事務局)

国保との間での調整が基本となるが、支部単位で共済や健保組合との調整も行っている。

【学識経験者】

本人が一旦支払いをしなくても調整されるようになっているのか。

(事務局)

高額で支払うことが難しい場合等は、本人に相手先の健保組合等と話をしていただき、その後に保険者同士での調整に移行することとなる。

【学識経験者】

本人を介さずに、保険者間で調整を行うことはできないのか。

(事務局)

令和3年10月からレセプトの振替サービスというものが始まっている。レセプトを支払基金に送った段階で次の資格記録が判明している場合は自動的に振り替えられることとなる。ただし、すべてのケースに対応しているわけではなく、公費負担が発生している場合等は対象外となる。

【事業主代表】

一般競争入札について、できるだけ多くの事業者に参加していただくことが望ましいので、一者応札が0件となっていることはよいことである。ただし談合となつてはいけない。

(事務局)

日本年金機構の談合事件を受け、事前に談合に関する誓約書を徴取する等の対策を実施している。

【事業主代表】

マイナンバーカードの保険証利用が進んでいるが、今後も押し進められていくのか。

(事務局)

現時点では保険者には保険証の発行義務があるが、国の施策としてマイナンバーカードに置き換わっていくことが考えられる。

【事業主代表】

紛失した場合に非常に多くの情報が流出することが考えられるので、保険証からマイナンバーカードに置き換えられることには不安を感じる。

【学識経験者】

日経ビジネスに協会けんぽ京都支部の健診受診勧奨が、行動経済学に基づくナッジ活用の好例として紹介されていたが、大変良いことであるのでこれからも取り組みを進めていただきたい。

3. 更なる保健事業の充実について

事務局より、資料3に沿って説明

《特に意見なし》

4. インセンティブ制度の見直しについて

事務局より、資料4に沿って説明

《特に意見なし》

- ・令和4年度第1回京都支部評議会 終了

以上